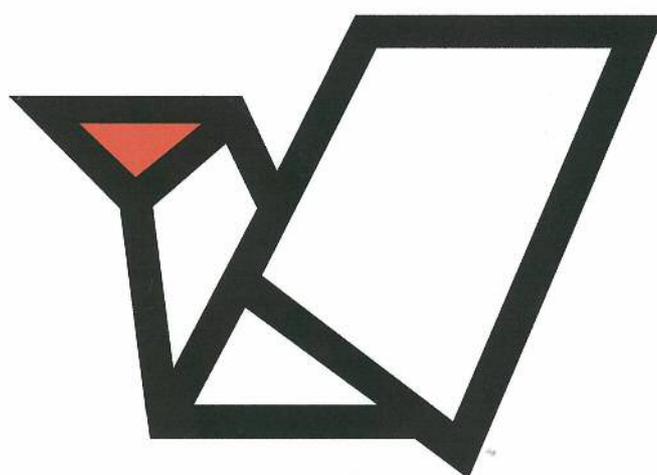


平成21年
神奈川県後期高齢者医療広域連合議会
第1回定例会



平成21年3月27日

平成21年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会会議録

平成21年3月27日(金曜日)

○議事日程・場所

平成21年3月27日 午後2時00分 開議

於：ナビオス横浜「カナル」

- 日程第 1. 広域連合長あいさつ
- 日程第 2. 議席の指定
- 日程第 3. 会議録署名議員の指名
- 日程第 4. 会期の決定
- 日程第 5. 一般質問
- 日程第 6. 議員提出議案第1号 神奈川県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第 7. 神奈川県後期高齢者医療広域連合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8. 承認第1号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成20年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号））
- 日程第 9. 承認第2号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成20年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号））
- 日程第 10. 議案第1号 神奈川県後期高齢者医療広域連合非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 11. 議案第2号 神奈川県後期高齢者医療広域連合一般職職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 12. 議案第3号 神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 13. 議案第4号 神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 14. 議案第5号 平成20年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 15. 議案第6号 平成20年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 16. 議案第7号 平成21年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 日程第 17. 議案第6号 平成21年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

○本日の付議事件

日程第1～17 議事日程に同じ

日程第18(追加) 陳情第1号 後期高齢者医療制度の被保険者に対する資格証明書の交付に関する陳情書

日程第19(追加) 陳情第2号 広域連合の十分な財政確保と「だれもが払える保険料」の実現等を求める陳情書

日程第20(追加) 閉会中継続審査

○出席議員(19人)

1 番	大久保 純男	1 2 番	稲垣 稔
2 番	山田 一海	1 3 番	新倉 弘保
3 番	花上 喜代志	1 4 番	須田 隆
4 番	石井 睦美	1 5 番	山口 金光
5 番	小幡 正雄	1 6 番	石川 節治
6 番	若林 智子	1 7 番	倉橋 正美
7 番	関 美恵子	1 8 番	山本 愈
8 番	石田 康博	1 9 番	府川 太平
1 0 番	平子 瀧夫	2 0 番	土屋 誠一
1 1 番	高橋 敏明		

○欠席議員(1人)

9 番 雨笠 裕治

○説明のため出席した者

広域連合長	石	渡	徳	一
副広域連合長	島	村	俊	介
副広域連合長	中	田		宏
事務局長	大	森	寿	雄
会計管理者兼				
会計担当課長	吉	田	隆	彦
医療企画担当課長	高	田	邦	夫
医療業務担当課長	榎	本		操

○職務のため出席した者

書記長	諏	佐	吉	則
書記	安	達	友	彦
書記	白	川	憲	一
書記	松	尾		進

【開会のあいさつ】

○議長（石田 康博）

皆様、こんにちは。 議長の石田でございます。

失礼ではございますが、着席して進行させていただきます。

ただいまの出席議員は19名でございます。

雨笠 裕治 議員 から欠席の届け出がございました。

よって、定足数に達しておりますので、ただいまから平成21年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、議案書の3ページの議事日程表のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、広域連合長以下関係職員の出席を求めましたので、ご報告申し上げます。

【諸報告】

○議長（石田 康博）

会議に先立ちまして、私から諸報告をさせていただきます。

区分6の 福森 登 議員の辞職及び区分7の 伊澤多喜男 議員の座間市議会議員任期満了に伴い平成20年10月27日に執行されました神奈川県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙において、区分6から山口 金光 議員、区分7から山本 愈議員が選出されました。

また、区分7の 市川 敏彦 議員の辞職に伴い平成20年12月15日に執行されました神奈川県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙におきまして、倉橋 正美 議員が選出されました。また、議会運営委員会委員につきまして、福森 登 議員 及び 市川 敏彦 議員 の辞職により2名の欠員が生じたので、神奈川県後期高齢者医療広域連合議会委員会条例第5条の規定により、議長指名により、山口 金光 議員 と 倉橋 正美 議員 の2名を議会運営委員会委員に選任いたしましたことをご報告申し上げます。

【副委員長の互選の報告】

○議長（石田 康博）

会議前に議会運営委員会が開かれ、副委員長の互選の報告がありましたので、書記に報告させます。

○書記（諏佐 吉則）

ご報告いたします。

議会運営委員会副委員長 山口 金光 議員

以上でございます。

○議長（石田 康博君）

ありがとうございました。

【広域連合長あいさつ】

○議長（石田 康博君）

日程第1、「広域連合長のあいさつ」を行います。

広域連合長から、発言を求められておりますので許可いたします。

石渡広域連合長。

（広域連合長 登壇）

○広域連合長（石渡 徳一君）

皆さんこんにちは。広域連合長の石渡でございます。

神奈川県後期高齢者医療広域連合議会が開催されるにあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、平成21年広域連合議会の第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には大変ご多忙の中にもかかわらず、ご出席を賜り厚く御礼申し上げます。

後期高齢者医療制度が昨年4月に開始をされてから、まもなく1年が経とうといたしております。

この1年の間には、保険料の軽減措置等、制度の見直しが実施されるなど、暫くのあいだは制度運営において安定的な取り組みができない状態でしたが、ここ数ヶ月は漸く落ち着いた運営ができるようになってまいったところでございます。

今後の国の動向によりまして、本制度は更なる見直しの可能性は残されているとは思いますが、広域連合といたしましては、粛々と業務に取り組んでまいる所存でございます。

今回の定例会におきましては、補正予算について専決処分させていただきました報告のほか、平成21年度の低所得者等の保険料軽減を行うための後期高齢者医療に関する条例の一部を改定する条例改正や、平成21年度予算などを上程させていただいております。

それぞれの内容につきましては、後ほど、ご説明させていただきますが、何とぞ宜しくご審議をいただきましてご議決を賜りますようお願い申し上げます。

はなはだ簡単ではございますが、会議冒頭にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。

【議席の指定】

○議長（石田 康博君）

次に、日程第2、「議席の指定」を行います。

新たに選出されました山口金光 議員、倉橋正美議員、山本 愈 議員 の議席は、会議規則

第3条第1項の規定により、7ページにございます議席表のとおり、私から指定いたします。

【会議録署名議員の指名】

○議長（石田 康博君）

次に、日程第3、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、16番、石川節治議員、及び18番、山本愈議員を指名いたします。

【会期の決定】

○議長（石田 康博君）

次に、日程第4、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議ないものと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

【諸報告】

○議長（石田 康博君）

次に、議事日程にはございませんが、本日議場配布いたしました「例月現金出納検査の結果について」のとおり、平成20年6月分から平成21年1月分までの例月現金出納検査が実施され、その結果について、監査委員から議長あて報告がありましたので、私からご報告申し上げます。

【一般質問】

○議長（石田 康博君）

次に、日程第5、「一般質問」を行います。

一般質問は、本日議場配布いたしました一般質問発言通告表のとおり既に通告されておりますので、登壇して発言を願います。また、質問、答弁とも簡明にさせていただき、進行を図りたいと思っておりますので、ご了承の上、ご協力をお願いいたします。それでは、一般質問に入ります。

花上 喜代志 議員の発言を許します。

花上 喜代志 議員。

（花上議員 登壇）

○3番議員（花上 喜代志君）

花上喜代志でございます。通告に従いまして質問をいたしたいと思えます。

75歳以上を対象とした後期高齢者医療制度が導入されてからこの4月1日でちょうど1年が経過しようとしているところであります。思い起こしますと、この後期高齢者医療制度が開始された当時、この制度に対する世論の批判というものは大変厳しいものがございました。

前回の議会でも私は申し上げましたが、この制度の抱える大きな根本的な問題、この問題について、国民の方々の意見を聞きますと、これは廃止すべきだ、姥捨て山ではないか、とゆうような大変厳しいものがあつたわけでございます。

そして、この1年を前にして、先日、昨日ですね、読売新聞のこの後期高齢者医療制度の新聞が特集で出されておりましたけれども、テレビなどもですねこのことは大きく取り上げられておりましたが、一年経ってどうだったのかというこうした分析がそれぞれ行われておりましたけれども、少なくともこの読売新聞を見ますと、制度導入後1年、舛添厚生労働大臣が1年を目途に抜本的な見直しを行う、とゆう方針を示したわけでありましたけれども、それに対して現実には、抜本見直しは迷走模様、そしてさらには運用改善を繰り返して、かえって事を複雑にしている、そしてさらには制度のゆがみが生じている、このような指摘をいたしているわけでございます。

つい3日ほど前でございますが、私のもとに市民の方から電話がございました。年金暮らしの方でございましたが、年収200万円で、後期高齢者医療制度の保険料を支払い、介護保険料を払い、そして昨今の様々な負担が増加している中で、生活が本当に苦しい。このことを議員の皆さん方よくわかってほしい、という切々としたお話がございました。

この方が言うには、我々若い頃から、将来年金暮らしになったときには楽に生活ができるようになるだろう、そういう生涯設計をしながら保険料を払ってきたものだ。ところがここにいたって、本当に生活が苦しく、夫婦2人の生活もままならない状況になってきた。このことを十分考えて政治をやってもらいたいというそうした声があつたわけでございます。

さてそこで、こうした実態を踏まえつつ、まずこの1年を振り返りまして、何点か質問をさせて頂きたいと思うわけですが、

はじめに、被保険者の方々に関する質問といたしまして、この1年の間に神奈川県民の声はどの程度寄せられたのか、また、その内容はどのようなものであつたのか、ということをお尋ねしたいと思います。

次に、保険料の収納率についてでありますけれども、これの実態がどんな状況であつたのか、さらには、滞納者の動向が伝えられますけれども、この滞納者数および滞納者一人当たりの滞納額についてお伺いしたいと思います。

私は、昨年8月のこの広域連合議会において、制度そのものに数々の問題点が存在している、このことを指摘をいたしたところでございます。

その問題点のひとつとして、制度開始前の準備期間が短いということ、やあるいは制度が複雑で理解しにくい、こういう声があげられてきたわけでございます。

そこで、この1年間に事務処理ミス等により住民の方へどのようなご迷惑をお掛けしたのか、その件数及び内容についてお伺いをしたいと思います。

また、制度開始当時、住民の方から多くの問い合わせが寄せられ、広域連合職員の方々において、事務事業を行う際に混乱が生じたような報道もございましたが、この点について実態はどうだったのか、このこともお尋ねしたいと思います。

そして、制度の問題点として、この制度は県内全ての市町村により構成されている広域連合における規約にもございます。具体的には、いくつかの市町村議会より、広域連合一般管理費における市町村負担金、この市町村負担金に関して、その均等割部分に対して要望が寄せられているようでございます。

そこで、このような要望に対して、どのように取り組んでいくのか連合長のお考えをお伺いしたいと思います。

後期高齢者医療制度は、以上のように数々の問題点が露呈していることを前回の8月議会に引き続きまして、再度指摘をいたしまして私の質問を終えます。ありがとうございました。

○議長（石田 康博君）

ただいまの質問に対しまして、広域連合長より答弁をお願いします。

石渡広域連合長。

（広域連合長 登壇）

○広域連合長（石渡 徳一君）

ただいまの花上喜代志議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、県民の声についてのお尋ねでございましたが、広域連合事務局には制度開始となった昨年4月には制度のしくみや保険料に対するご意見など、1日500件から800件の問合せが寄せられましたが、現在は件数も激減をしております。

最近の問合せ内容でございますが、保険料に関するご意見や各種医療給付サービスに関する問合せが寄せられておるところでございます。

次に、保険料の収納率についてのご質問でございますが、12月現在の保険料収納率は98%となっております。

また、滞納者数等についてでございますが、12月期の滞納者数は約1万7千人で、一人当たり平均の滞納額につきましては約1万1千円となっております。

次に、事務処理ミス等の件数及びその内容についてのお尋ねでございました。

本来、普通徴収すべき人について特別徴収として取り扱った件数が約200件、仮徴収額決定通知書における表記誤りが約6万2,000件に上るなどの事務処理ミスにより被保険者の方々へのご迷惑をお掛けいたしました。

これらの事務処理については、速やかに適切な対応を行ないますとともに、市町村とも良く事務調整を行い、再発防止に努めているところでございます。

また、制度開始当時の住民の方からの対応への広域連合職員の対応状況についてのご質問で

ございます。

制度開始当時は、電話や来庁者への対応に追われ繁忙を極めておりました。現在においては落ち着いて業務に取り組んでいるところでございます。

最後に、共通経費に関する構成市町村からの要望に対する今後の取り組みについてのお尋ねでございます。

広域連合規約の附則にもございますように、制度開始となる今年度の広域連合一般会計の執行状況を分析をいたしまして、市町村の代表者による検討会を設置し、検討をすることになっております。以上でございます。

○議長（石田 康博君）

次に、石井 睦美 議員の発言を許します。

石井 睦美 議員。

（石井議員 登壇）

○4番議員（石井 睦美君）

横浜市会の石井でございます。通告に従いまして何点か質問をさせていただきます。

わが国における少子高齢化社会は待ったなしで到来いたします。

このことを深刻に受け止めたとき、私たちの国民生活、取り分け国民の健康維持について考えますと、わが国が誇る国民皆保険を維持する、このことは国や行政、また、我々議員の重大な責任として取り組むべきものと私は考えるものでございます。

国民皆保険の維持がなぜ必要なのでしょう。それはとりもなおさず全国津々浦々、保険証一枚で適切な医療サービスを誰もが受けることができる国民皆保険制度は国民にとって極めて重要な制度であるからであります。

アメリカにおいてもオバマ新大統領は国民皆保険を新たな制度として年内に制度化することを公約に掲げ、国民の多大な数多くの支持を受けていることから、その重要性は証明されているといっても過言ではないと私は考えます。

現在の長寿医療制度は、少子高齢化が進む将来を見据え国民皆保険を維持していくために、従前の老人保険制度が抱える問題点を約10年をかけ、また、各方面からも御意見をいただき議論を行い、昨年4月より制度化されたものであります。

一部の方からは長寿医療制度は廃止すべきだとの声があります。しかし、その対案は具体性が無く、今後の方向性すら示されていない現状では、私は日本の医療保険制度の根幹がゆらいでしまうことに懸念を抱かざるを得ません。

長寿医療制度は国民の命と健康を守る上で必要な制度であります。この制度は都道府県単位で全ての市町村が構成する広域連合が運営するものでございます。一方で長寿医療制度においては、都道府県の役割についてその根拠法である高齢者の医療の確保に関する法律、第133条において、都道府県は、後期高齢者医療広域連合又は、市町村に対し、長寿医療制度の運営が健全かつ円滑に行われるように、必要な助言及び適切な援助をするものとする。

と規定されており、さらに、同法第9条において、都道府県は当該都道府県における医療費適正化を推進するための計画を定めるものと規定されているところでございます。

都道府県のこうした基本的な責務を踏まえ、平成20年6月12日にとりまとめられた高齢者医療制度の円滑な運営のための負担の軽減等についての中でも、都道府県の関与のあり方が検討課題として挙げられ、現在、議論が進められているところでございます。

そこで、広域連合長に3点に渡りお尋ねをさせていただきます。

これまで神奈川県とこの広域連合との関わりがどのようなものであったかについてまずお伺いをいたします。

そもそも、県内全市町村からなる広域連合を設立し、長寿医療制度を都道府県単位で運営していくことの意義は、安定的な財政運営と地域の実情に応じた制度運営を両立させるためであったはずで

す。広域連合設立から3年目を迎えようとする中、この設立趣旨を踏まえ、神奈川県にどのような役割を期待し、どのような関わりを持っていくべきと考えているのか、広域連合長としての見解をお伺いいたします。

そして、最後に、今後、神奈川県に対し、広域連合として具体的にどのような取り組みを行っていくのか、お伺いをいたします。

今後、この制度をより充実させるために、神奈川県にはより一層の積極的な関わりを期待し、広域連合においてもその取り組みを行っていただくことを切に希望いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（石田 康博君）

ただいまの質問に対しまして、広域連合長より答弁をお願いします。

石渡広域連合長。

（広域連合長 登壇）

○広域連合長（石渡 徳一君）

石井睦美議員のご質問に順次お答え申し上げます。

まず、これまでの県と広域連合との関わりについてのご質問でございました。

広域連合の設立から制度開始まで、神奈川県から職員を派遣していただき、財政の仕組みづくりや条例・規則の作成などの準備事務につきまして、県下市町村への指導調整に努めていただきたところでございます。

次に、今後、県にどのような役割を期待し、どのような関わりを持っていくべきかについてのご質問でございました。

県には、医療制度のみならず、県内の社会保障行政全般を総括的に司る立場であると考えております。

従いまして、そのような立場から指導力と調整力を存分に発揮していただくことを望むものでございます。

都道府県の役割につきましては、現在国で検討が行なわれておるところですが、医療保険制度のより良い制度運営につなげるためにも、そのリーダーシップが十分発揮されることを期待するものでございます。

また、県に対する具体的な取り組みについてのご質問でございました。

広域連合の制度運営に県が積極的に関わっていくことが、全ての市町村にとっても、また、高齢者の皆さまへも大きな安心感を与えるものと考えております。

従いまして今後、県の職員派遣やより一層の財政支援など、広域連合に対する積極的な関与を求めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（石田 康博君）

次に、小幡 正雄 議員の発言を許します。

小幡 正雄 議員。

（小幡議員 登壇）

○5番議員（小幡 正雄君）

横浜市の小幡正雄でございます。

それでは早速質問に入らせていただきます。

全国市長会は昨年11月13日に、医療制度改革及び医師の確保対策等に関する決議と国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度に関する重点要望を行ったとともに、12月4日には同趣旨の緊急申し入れを行いました。

11月13日の決議及び重点要望の内容は、2項目に集約できますが、第1は、国保及び後期高齢者医療制度を見直す場合には、国民的な議論を行うとともに、都市自治体の意見や実情を十分に踏まえ、検討を行うこと。2点目は、後期高齢者医療制度については当面これ以上国民の混乱を招くことのないよう、国においても一層の周知徹底を図るなど、着実な制度の定着に努めるとともに、電算経費を含め万全な財政措置を講じること、であります。

また、12月4日の緊急申し入れは、後期高齢者医療制度及び国民健康保険制度における保険料徴収について、5点に渡るさらなる見直しについてであります。その内容は、混乱の再発、滞納問題の発生、住民の信頼感の喪失、制度の安定性の欠如、更なる財政負担の発生などが懸念されることから、保険料徴収事務を行っている市町村の意見を十分聞いた上で、国の医療保険部会や高齢者医療制度に関する検討会等において結論を得ること。などであります。

さらに全国市長会は、今月の3月3日ですけれども、全国市長会の構成部会長である社会文教委員長、国民健康保険対策特別委員長、介護保険対策特別委員長の3委員長の連名で、高齢者医療制度に関する検討会の塩川正十郎座長に対し、後期高齢者医療制度等についての軽減要請及び申し入れを行っております。

その骨子は3つありますが、すべての国民を対象とする医療保険制度への一本化、後期高齢者医療制度の定着等、3つ目が後期高齢者医療等の保険料徴収で生ずる税負担不均衡の是正についての3項目であります。

この中で特に、後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るため、電算システム経費を含め、万全な財政措置を講じることと強調しています。

そこで質問の第1は、システム開発に伴う国庫補助金の交付額、国の財政措置との関係についてであります。

昨年の第2回定例会での私の一般質問に対する石渡連合長の回答では、広域連合システム開発に係る経費は、約2億6,000万円。これに対して国庫補助金として5,210万5,000円、補助率は20%。神奈川県33市町村の平成19年度のシステム開発経費は、概算で約24億7,000万円、国庫補助額は約4億円、補助率は約16%。神奈川県内33市町村の平成20年度のシステム開発経費、約4億5,000万円。また、国の動向は、財源措置は、システム改修経費等の取り扱いや概算要求基準との関係を含め政府与党の責任において誠実に処理するとされている。

さらに、新たな保険料軽減措置に伴う財政負担についての認識について、国の施策変更に伴い生じるシステム改修等に係る経費については、市町村に負担をかけることなく、国の責任において財源確保を図るよう、広域連合としても国に対して積極的に要望を行ってまいりたいと考えております。そういう回答をいただいたのであります。

ところが、横浜市の19年度のシステム関係経費、すなわちシステム開発費は7億9,803万でありましたが、これに対する国庫補助金は、わずか7千2百万円、補助率は9%しかありませんでした。なんと7億2千万円の持ち出しでした。

本制度の原則は、昨年4月から運営主体が市町村から都道府県ごとの広域連合に移行し、広域連合は制度を運営し、市町村は申請や相談などの窓口事務と保険証の引渡しや保険料の徴収を行うものであります。したがって、システム関係費などの問題については、広域連合が国と折衝する責任があると考えております。ご承知のように横浜市は人口360万人を擁し、18区の行政区で複雑で膨大な業務を行う必要があります。この複雑で膨大な業務は責任を持って執行するのは当然であります。その経費については、国が責任を持って支払うという義務があると考えます。また、県広域連合としてはそれをしっかりフォローする責任があると考えます。県下33自治体も同様であると考えます。

そこで、3点お尋ねいたします。

まず、電算システム開発経費を含めた19年度の実績と20年度の実績見込みはどのようになっているのか。それに対する、連合長の見解を伺いたいと思います。

2点目が、21年度の対応はどのようになっているのか。見込みも含めてよろしく申し上げます。

3点目が、昨年の第2回定例会以降、財源措置などに対し、冒頭で述べましたように、全国市長会としては、国や県に対する要望働きかけを行いました。広域連合長としてはどのような働きかけを行ったのか、また、その成果はあがったのか伺いたいと思います。

次の質問は、かかりつけ主治医制度についてであります。

中央社会保険医療協議会、これは厚生労働省の諮問機関の中医協の部会ではありますが、昨年11月に、かかりつけ主治医制度についての調査を実施しました。この調査によれば、75歳以上が対象の後期高齢者医療制度の柱である、かかりつけ主治医制度については、対象となる医療機関の約1割にしか制度が利用されていない実態が分かったということでもあります。また、かかりつけ主治医制度に届け出た医療機関は全国的には昨年4月時点で、全内科の開業医の約2割に留まっているのであります。

報道によれば、その理由は多くの地方医師会が、複数の慢性病を持つ患者が、本当に必要な医療を受けられなくなる、と届出自粛を呼びかけているためだと言うことでもあります。

神奈川県は、昨年4月には約550カ所ということですが、主治医の届出をしていない医療機関で受診すると、患者は定額払いの医療を利用できず、従来どおり出来高払いとなります。

そこで関連して3点伺いますが。まず、現時点での届出は何カ所になり対象医療機関の何%になるのか。

次に、神奈川県の利用率はどのようになっているのか。なぜ、そのような状況なのか。また、その評価について。

3点目が、このような状況は後期高齢者医療制度の柱が揺らぐ問題になりかねない重要な問題であると考えますが、連合長の見解を伺いたいと思います。

最後の質問は、制度発足から間もなく1年が経ちますが、この制度に対する連合長の見解についてであります。

私は、昨年の第2回定例会の一般質問で、後期高齢者医療制度に関して、北欧の福祉国家並みの高福祉社会を作るためには高負担が原則であり、財源を私たちの世代で負担せずに、そのつけを子どもや孫の世代に先送りするような事は絶対にあってはならないと申し上げました。しかし、その前提は、福祉先進国では多くの国民が政治や政治家に信頼度があり、信頼感がありその上で、高福祉高負担が当然であるとする国民合意が形成されていると考えます。ところがわが国では、この制度をめぐって政党間の駆け引きや政局に利用される傾向が見られるところから国民の不信感が増大し、マスコミがこれをさらにおおっている傾向があると考えます。

昨年の一般質問では後期高齢者医療制度は甚だ評判の悪い制度である、姥捨て山、高齢者差別などの批判の意見が有り、その制度を廃止すべきだとの意見なども出され、現在もそのような議論がおこなわれています。

しかし先ほど紹介いたしました高齢者医療制度に関する検討会は先週最終報告をまとめました。この最終報告では明確な方向性を示したのは、高齢者の不評をかった後期高齢者などの名称の変更だけで、批判のつよい75歳以上の線引きは、財源、運営主体など制度の根幹部分については各委員の意見を列挙しただけで終わったということでもあります。最終報告書が意見集約できなかったことは、医療保険制度の設計が一朝一夕にはできないことが改めてわかりました。

しかしながら本年1月に日本医療政策機構が行った日本の医療に関する2009年世論調査では70代以上の56%が現行制度を維持あるいは微修正して骨格は維持と支持をし、反対は38%にとどまっています。

これがこのようにこの制度が次第に理解され定着してきた傾向であると考えています。また、冒頭で紹介しましたように全国市長会では後期高齢者医療制度については当面これ以上の国民の混乱を招くことのないよう、国においても一層の周知徹底を図るなど、着実な制度の定着に努めるなどの行政活動を行っております。このようにまず、抜本的な見直しや、現行制度のさらなる改善と定着を図る必要があると考えますが、関連して3点質問をします。

まずこれに関連して、県の広域連合にはどのような意見が寄せられているのか。

次に、最近の世論調査の結果についてどのような見解をお持ちになるのか。

最後に、連合長のこの制度に対する見解について伺いたいと思います。

以上を持ちまして質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（石田 康博君）

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁をお願いします。

石渡広域連合長。

（広域連合長 登壇）

○広域連合長（石渡 徳一君）

ただいまの小幡正雄議員のご質問に順次お答え申し上げます。

まず、システム開発に伴う経費についての19年度実績と20年度見込みについてのご質問でございました。

広域連合のシステム開発改修経費でございますが、19年度は、約2億6,000万円。20年度は、約7,000万円でございます。

また、33市町村につきましては、19年度は、約24億7,000万円。平成20年度は、3億7,000万円となっております。

システム開発に伴う21年度の対応についてでございますが、21年度のシステム改修については、現在のところ予定しておりません。

財源措置など、国や県に対する要望や働きかけと成果についての質問でございました。

昨年の第2回定例会以降、要望を重ねた結果、20年度の広域連合システム改修経費については、経費の約7割。

また、市町村のシステム改修経費については、各市町村に対し、所要額全額が補助されております。

2つ目のかかりつけ主治医制度についての質問でございました。

1点目の高齢者担当医いわゆるかかりつけ主治医制度の対象医療機関の届出件数ですが、医療機関の施設基準の届出先である関東信越厚生局神奈川事務所に確認したところ、21年1月1日現在でございますが、その届出数は、619カ所となっており、県下の内科診療所の約1

7%となっております。

2点目のかかりつけ主治医制度の利用率についてのご質問でございます。

中央社会保険医療協議会の部会調査結果によりますと、神奈川県の実用者の利用率は、10%となっております。

制度施行から、1年足らずということもあり、被保険者へのこの制度の周知不足や制度内容が充分理解されていないのではと考えております。

3点目のかかりつけ主治医制度は、後期高齢者医療制度の柱が揺らぐ、重要な問題なのではないかとのご質問でございます。

先ほども申し上げましたが、この調査結果を見ても、まだ、充分にこの制度の趣旨が被保険者に周知、理解されていないのではないかと考えております。

国において、今後、充分に制度の周知を図っていただくよう要望するとともに県や市町村と連携をとりまして周知に努めてまいりたいと考えております。

3点目のご質問でございます。制度に対する県民の方から寄せられている意見についてのご質問でございますが、制度開始当初でございますが、1点目には、75歳以上で区切ること、2点目には保険料を年金から天引きすること、3点目には従来の保険料より高くなったなどの苦情あるいはお問合せが数多く寄せられました。

現在でございますが、制度そのものに対するご意見や苦情などは激減をしております。

高額療養費など医療給付サービスなどのお問合せが多くみられるようになってきております。

世論調査等のご指摘の中のご質問でございましたが、このような中、制度への理解が高まっていることにつきましては、制度開始後、多方面からの制度に対するご批判やご意見などをいただいたところでございます。これらを真摯に受け止め、この間、国や県ならびに市町村と充分連携を図り制度周知などに努めてきておりました。県民に対する制度の周知が浸透してきた結果ではないかと考えているところでございます

最後に、この制度への見解についてのご質問でございます。

長寿医療制度は、医療費の伸びが著しい社会情勢を背景に、国民皆保険を維持しつつ、将来にわたって医療保険制度を持続可能とするため、高齢者の医療費を安定的に支えていく制度であると認識しております。

従いまして、国民の生命、健康を維持するための医療保険制度として大変重要でございます。制度への皆様のご理解がさらに得られますよう、引き続き制度周知など様々な取り組みを行なってまいりたいと考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（石田 康博君）

次に、関 美恵子 議員の発言を許します。

関 美恵子 議員。

（関議員 登壇）

○7番議員（関 美恵子君）

横浜市の関美恵子でございます。通告に従い、石渡広域連合長に質問いたします。

後期高齢者医療制度が発足して、まる1年を経過しようとしています。スタートと同時に制度に対する国民の怒りが爆発し、保険料軽減の特別対策や保険料の年金天引きから口座振替を選択できる方式への変更など、制度の根幹は温存したまま小手先の見直しを余儀なくされた1年でした。

ところが、見直したにもかかわらず、今年1月実施の日本医療政策機構の世論調査によると約4割は制度に反対としています。姥捨て山などの批判が相ついだことを思えば、小手先の見直しでは済まされないということです。

そこで、見直しを行ったことについて、また、行われた見直しについて連合長の見解を伺います。

見直しの度に、広域連合として様々な対応が迫らせたと思いますが、システム改修費等、出費はどうだったのか、自治体負担はなかったのかどうか伺います。

この際、現年度分の見直しについて、専決処分とせず、議会を開くべきだったことを指摘しておきます。

見直しの中で、ここでは、年金天引きについて伺います。

年額18万円の人からも、自動的に保険料を天引きすることは、分納の相談も許さない問答無用のやり方です。国民の怒りと不安が頂点に達するのは当然で、条件付の口座振替制を導入、それでも収まらず、口座振替と天引きの選択制に変更し、対象者の8割以上といわれた年金天引きは大きく崩れました。

そこで、7月の条件つき口座振替と12月の口座振替と年金天引きの選択制により普通徴収に移ったそれぞれの人数を伺います。横浜市では、普通徴収が2月末時点で55.2%と聞いています。広域連合では、普通徴収の割合はどう変わったのか伺います。

次に、制度開始から1年を経過しつつある中で、問題は、保険料滞納者への資格証発行の問題です。

老人保健医療制度では、75歳以上の高齢者には資格証の発行は除外されていました。高齢者は、いくつもの病気をかかえ、もともと医療費がかさみがちだからです。日本医療政策機構の世論調査でも医療費不払いが不安とした人は約9割で、資格証による医療費全額負担がいかに過酷なものなるかは明らかです。

そこで、保険料滞納者は12月期で何人いるのか、また、普通徴収における割合はどの程度なのか伺います。

資格証については、子供の無保険が大きな社会問題になり、法改正により、改善されたところですが、マスコミも、滞納率が県内7.4%、低所得層中心に医療を受けられない高齢者が多くなる可能性を指摘しています。高齢者の無保険が社会問題にならないとは限りません。

そこで、厚生労働省が2月12日全国国保課長等会議を開催し、後期高齢者医療の資格証の運用基準についての基準案を示したと聞いていますが、どのようなものか、基準についての連

合長の考えも合わせて伺います。

また、厚生労働省は、各県の広域連合に対し、資格証の発行は、相当な収入があるにもかかわらず、保険料を納めない悪質なものに限りとしています。

そこで、相当な収入についてどう考えるのか、保険証の取り上げはすべきではないと考えるが、特別な事情についての見解を伺います。

高い保険料負担で、医療を受けられない高齢者を多く産み出すような制度は、小手先の見直しではなく、廃止すべきと考えます。広域連合長としても廃止に向け努めるべきと考えますが見解を伺って質問を終わります。

○議長（石田 康博君）

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁をお願いします。

石渡広域連合長。

（広域連合長 登壇）

○広域連合長（石渡 徳一君）

関美恵子議員のご質問に順次お答え申し上げます。

国が行ないました制度の見直しに対する見解でございますが、今回の見直しの内容というのは保険料の軽減や被扶養者の保険料免除の延長及び口座振替の拡大などに関するものでございます。

従いまして、この制度見直しによってより安定した制度運営が図られたものと考えております。

次に、制度見直しにかかった経費等についてのご質問でございますが、

新聞広告や制度案内小冊子などの広報経費として約3,000万円、また、システム改修費として、約7,000万円経費がかかっております。

広報経費につきましては100%、システム改修経費につきましては約70%が、国から補填されます。

政令改正により、年金天引きから口座振替に変更した人数についてのお尋ねでございますが、7月の政令改正後に、年金天引きから口座振替に変更した被保険者数は、約2万4千人となっております。

また、12月の政令改正後の2月の年金天引きから新たに口座振替に変更した被保険者数は、そのうち約3千人となっております。

年金天引者数は、約34万人、口座振替に変更した被保険者数の割合は、約7%となっております。

被保険者の方への周知についてでございますが、20年7月に朝日・読売・毎日を含め計6紙の朝刊に全面広告を行いました。さらに、市町村においても、保険料額決定通知等へ案内チラシや申し込みに必要な用紙を同封いたしたり、市町村広報紙やタウン紙を活用した広報を行い、周知に努めました。

また、21年1月には、各市町村から、対象となる被保険者一人ひとりにダイレクトメール等でお知らせいたしました。

次に、滞納者の人数と割合についてのご質問でございますが、12月期の滞納者数は約17,000人で、普通徴収の全被保険者数に対する割合は、約4.7パーセントでございます

資格証交付の基準などについてですが、全国会議では、「現役並み所得者でない被保険者」など所得に応じた6つの例が、交付しないこととする基準として示されました。

また、保険料の収納対策については、個別の事情に応じた適切な収納対策を講じる必要がありますと示されております。

資格証交付の基準についてのご質問でございますが、資格証を交付しない特別の事情を要綱で定めておりますが、機械的でなく個々の事情に応じた対応をしていくことが必要であると考えております。

また、特別な事情についてでございますが、要綱で災害・盗難・病気・負傷・事業の廃止などについては特別な事情と認め資格証を交付しないこととしております。

加えて、資格証の交付にあたっては、市町村と連携し、被保険者の生活実態や債務など個々の事情を十分に把握し考慮して、適正に行っていくことが必要であると考えております。

また、制度に対する考え方についてのご質問でございますが、長寿医療制度は、医療費の伸びが著しい社会情勢を背景に、国民皆保険を維持しつつ、将来にわたって医療保険制度を持続可能とするため、高齢者の医療費を安定的に支えていく制度であります。

従いまして、国民の生命、健康を維持するための医療保険制度として大変重要であり、今後とも、制度の一層の充実に取り組んでまいりたい所存でございます。

○議長（石田 康博君）

以上で、一般質問は終了いたしました。

【神奈川県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について】

○議長（石田 康博君）

次に、日程第6、議員提出議案第1号「神奈川県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

本件は議会運営委員8名による提出議案であります。

稲垣 稔 議員に説明を求めます。

稲垣 稔 議員。

（稲垣議員 登壇）

○12番議員（稲垣 稔君）

神奈川県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、ご説

明申し上げます。

議案書の10ページをご覧ください。

10ページでございます提案理由にありますように、昨年6月12日に地方自治法の一部改正が行われました。

地方自治法の一部改正の要旨でございますが、「議会活動の範囲の明確化」「議員の報酬及び非常勤特別公務員の報酬に関する規定の整備」でございます。

この地方自治法の改正を受けまして、神奈川県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の所要の改正を行うものでございます。

具体的には、11ページでございますように、会議規則第154条中、「法第100条第12項」を「法第100条第13項」と改めるものでございます。

また、本広域連合議会会議規則第49条において、発言は自席で行わなければならないことが規定されておりましたが、前回の本広域連合議会より一般傍聴希望者の傍聴席を増やすことにともないまして、発言は登壇して行なうことになっておりますので、発言については「自席で行わなければならない。」から「登壇してしなければならない。」と改正するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（石田 康博君）

議員提出議案第1号について、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより、本件について、採決いたします。

お諮りいたします。

本件について、賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石田 康博君）

総員起立であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

【神奈川県後期高齢者医療広域連合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について】

○議長（石田 康博君）

次に、日程第7、議員提出議案第2号「神奈川県後期高齢者医療広域連合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本件は議会運営委員8名による提出議案であります。

稲垣 稔 議員に説明を求めます。

稲垣 稔 議員。

（稲垣議員 登壇）

○12番議員（稲垣 稔君）

議員提出議案第2号「神奈川県後期高齢者医療広域連合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明を申し上げます。

議案書の12ページをご覧ください。

本件は、平成20年9月1日に施行された地方自治法の一部改正により、議員に対して支給する報酬の名称が、「報酬」から「議員報酬」に改められたことにより、所要の改正を行うものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（石田 康博君）

議員提出議案第2号について、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより、本件について、採決いたします。

お諮りいたします。

本件について、賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石田 康博君）

総員起立であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

【専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成20年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号））】

○議長（石田 康博君）

次に、日程第8、承認第1号「専決処分の報告及び承認を求めることについて「平成20年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

大森事務局長。

（事務局長 登壇）

○事務局長（大森 寿雄君）

平成20年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

議案書の14ページをご覧ください。

本件は、国からの補助金等を受け入れることに伴い、「神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）」を定める必要が生じましたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、広域連合長において平成21年2月23日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、議会に報告し、ご承認をお願いするものであります。

この内容でございますが、議案書の16ページをご覧ください。

第1条第1項は歳入歳出予算の補正で、既定の歳入歳出予算の総額に2億2,829万5千

円を増額し、歳入歳出予算の総額を25億5,277万円とするものでございます。

専決処分した補正予算の内容でございますが、21ページ以降の一般会計補正予算に関する説明書によりご説明申し上げます。

24ページをご覧ください。

はじめに、歳入でございますが、1款1項1目、事務費負担金の減額でございます。

これは、一番下の段でございます、3款1項1目、平成19年度からの繰越金1億9,077万6千円全額を、一番上の段でございます、1款1項1目の各市町村からの事務費負担金と相殺するものでございます。

次に下から2段目の2款1項1目の後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金3,191万3千円、26ページにあります、5款1項1目、民生費国庫補助金は、1億9,638万2千円でございます。

国庫補助金の内訳は、27ページの説明の欄に記載したとおり、特別調整交付金が1億5,648万7千円、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金が、2,201万4千円、後期高齢者医療制度事業費補助金が、1,788万1千円、でございます。

次に、28ページをご覧下さい。

歳出でございますが、2款1項1目、一般管理費で、29ページの説明の欄に記載したとおり、周知広報、相談体制の整備等が1億728万1千円、長寿健康増進事業が1億313万3千円医療費適正化等事業が1,788万1千円でございます。

なお、今回の補正予算について専決を行わなければならなかったのは、ご説明申し上げましたこれらの事業につきまして、広域連合で行う事業のほか、市町村で行う事業を円滑に実施するため、市町村に対する補助金の支給を速やかに行うための予算措置を講じなければならなかったためでございます。

説明は以上でございます。

○議長（石田 康博君）

承認第1号について、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより、採決いたします。

お諮りいたします。

本件を承認とすることに、賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石田 康博君）

総員起立であります。

よって、本件は承認されました。

【専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成20年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号））】

○議長（石田 康博君）

次に、日程第9、承認第2号「専決処分の報告及び承認を求めることについて（平成20年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題いたします。事務局に説明を求めます。

大森事務局長。

（事務局長 登壇）

○事務局長（大森 寿雄君）

平成20年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

議案書の30ページをご覧ください。

本件は、国からの補助金等を受け入れることに伴い、「平成20年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を定める必要が生じましたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、広域連合長において平成21年2月23日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、議会に報告し、ご承認をお願いするものであります。

この内容でございますが、32ページをご覧ください。

第1条第1項は、歳入歳出予算の補正で、既定の歳入歳出予算の総額に、2億8,536万8千円を増額し、歳入歳出予算の総額を5,175億260万1千円とするものでございます。

専決処分した補正予算の主な内容でございますが、37ページ以降の特別会計補正予算に関する説明書によりご説明申し上げます。

はじめに、40ページの歳入でございますが、1款市町村支出金につきましては、20年度の保険料軽減策にかかる国からの財源補填を受け、1項1目保険料等負担金を16億8,273万8千円減額するものでございます。

2款国庫支出金につきましては、2項2目後期高齢者医療制度事業費補助金」として、19億6,412万9千円を増額するものでございます。

内訳といたしましては、41ページの表の下にございます健康診査事業の補助金にあたる事業費補助金として2億2,432万2千円、広報経費やきめ細やかな相談体制の整備等の経費として交付される円滑運営臨時特例交付金が5,706万9千円、20年度に実施した保険料の軽減にかかる財源補填にあたる円滑運営事業費補助金が16億8,273万8千円となっております。

次に、42ページをご覧ください。6款1項1目利子及び配当金につきましては、397万7千円を増額するものでございます。

続きまして、44ページをお開きください。歳出でございますが、5款基金積立金の増額でございます。5款1項1目後期高齢者医療療養給付費等支払準備基金積立金につきましては、国庫補助金受け入れによる歳入の増に伴い繰越金の見込額が増えたことにより、2億2,43

2万2千円を増額するものでございます。

5款1項2目後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金につきましては、歳入で受け入れました円滑運営臨時特例交付金及び運用で生じた利子を、国からの指示に基づき、臨時特例基金に積み立てるため、6,104万6千円を増額するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（石田 康博君）

承認第2号について、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより、採決いたします。

お諮りいたします。

本件を承認とすることに、賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石田 康博君）

総員起立であります。

よって、本件は承認されました。

【神奈川県後期高齢者医療広域連合非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について】

○議長（石田 康博君）

次に、日程第10、議案第1号「神奈川県後期高齢者医療広域連合非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

大森事務局長。

（事務局長 登壇）

○事務局長（大森 寿雄君）

議案第1号「神奈川県後期高齢者医療広域連合非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

議案書の46ページをご覧ください。

本件は、平成20年9月1日に施行された地方自治法の一部改正に伴い、非常勤特別職職員の報酬等の支給の根拠についての規定が第203条から地方自治法第203条の2に条ずれしたため、所要の改正を行うものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（石田 康博君）

議案第1号について、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより、採決いたします。

お諮りいたします。

本件について、賛成の皆様の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(石田 康博君)

総員起立であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

【神奈川県後期高齢者医療広域連合一般職職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について】

○議長(石田 康博君)

次に、日程第11、議案第2号「神奈川県後期高齢者医療広域連合一般職職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

大森事務局長。

(事務局長 登壇)

○事務局長(大森 寿雄君)

議案第2号神奈川県後期高齢者医療広域連合一般職職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。

議案書の48ページをご覧ください。

本件は、国家公務員の勤務時間がこの4月から週40時間であったものが週38時間45分に変更となったことに伴う所要の改正で、広域連合事務局に勤務している職員の勤務時間につきましては、既に、国の改正後の勤務時間に準拠しておりますが、再任用短時間勤務職員の勤務時間について国に準拠する必要があるため、所要の改正を行うものでございます。

説明は以上でございます。

○議長(石田 康博君)

議案第2号について、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより、採決いたします。

お諮りいたします。

本件について、賛成の皆様の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(石田 康博君)

総員起立であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

【神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について】

○議長(石田 康博君)

次に、日程第12、議案第3号「神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

広域連合長に説明を求めます。

石渡広域連合長。

(広域連合長 登壇)

○広域連合長（石渡 徳一君）

議案第3号 「神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」 ご説明申し上げます。

議案書の50ページをご覧ください。

本件につきましては、後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るため、国において保険料の軽減措置が決定されたことに伴い、条例の一部改正が必要となったため提案するものでございます。

改正の概要につきまして、ご説明申し上げますので、51ページをご覧ください。

11行目をご覧ください。

1号の2は、「均等割額に10分の2を乗じて得た額を加えて」とございますが、これは、7割軽減世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯の方の均等割り保険料を9割軽減へと規定するものでございます。

15行目をご覧ください。

3項は、基礎控除後の総所得金額が58万円を超えない方の保険料所得割額を2分の1に軽減するものでございます。

下から6行目をご覧ください。

附則第9条は、21年度においても引き続き、被扶養者であった方の均等割額を10分の9減額することを規定するものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石田 康博君）

これより質疑に入ります。

花上 喜代志 議員から通告がありましたので、質疑を許します。

花上 喜代志 議員。

(花上議員 登壇)

○3番議員（花上 喜代志君）

それでは議案3号に関連いたしまして通告に従い以下を質問いたしたいと思っております。

先ほども一般質問の中で指摘をいたしましたとおり、この制度が開始されてから、世論のこの制度に対する批判というのが大変大きかったということで、政府も制度開始から早々に国は新たな保険料の軽減対策等を打ち出してきたわけでございます。そこで今回後期高齢者医療に

関する条例の一部改正ということで提案がございました。

そこで、この保険料の軽減内容を検討してみますと、まず1点目には保険料の均等割部分について7割軽減を受けている世帯の方々のうち、一定要件に該当する方については、その保険料を9割軽減へと拡大していることとございます。そして2点目は年金収入が153万円以上211万円以下の方についてはその保険料の所得割部分について50パーセントの軽減を実施するというものでございます。

このことは世論を踏まえての改定ということで一步前進とこのように見ることもできますけれども、そもそもこの後期高齢者医療制度について被保険者全体を見たときに、この軽減の対象になる県民の方は依然として一部の県民のみになるということとあります。

先ほどの一般質問の答弁にもありましたように、被保険者の方からは保険料に関する意見・要望が数多く寄せられていることを考えますと、私としては高齢者の方が安心して生活できるよう、さらに抜本的な見直しを図っていくと、このとこの必要性を改めて申し上げたいと思うわけでありませう。

それを踏まえまして、以下3点についてお伺いしたいと思います。

まず第1点目は、4月からの被保険者の推移はどのような状況になっているのか。また、21年度末までには被保険者はどの程度増えることを見込んでいるのか。このことをお尋ねしたいと思います。

次に、2点目にはこの条例改正により何人位の県民の方々が軽減を受けられることになるのか、またその軽減額はどの位になるのか、これもお答えいただきたいと思います。

そして、最後に第3点目であります。先ほどの質疑でも明らかになりましたように、制度改正の周知不足、この周知不足が問題となっております。したがって、この条例改正の内容をどのように県民の方々に周知するのか、この点について連合長のお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

以上、3点についてご答弁をお願いいたします。

○議長（石田 康博君）

ただいまの質疑に対し、広域連合長より答弁をお願いします。

石渡広域連合長。

（広域連合長 登壇）

○広域連合長（石渡 徳一君）

花上喜代志議員の質問についてお答えいたします。

まず1点目、被保険者の推移と見込みについてのお尋ねでございます。

4月の制度開始から、月3千人から5千人程度増加しております。

2月末現在でございますが、約71万人となっております。

21年度末でございますが、約76万人程度になるものと見込んでおります。

次に、今回の条例改正によりまして、平成21年度に保険料軽減を受ける人数及び軽減額に

についてのご質問でございましたが、軽減者数につきましては、所得割額5割の軽減が約4万8千人、均等割額9割の軽減が約13万2千人、被扶養者の均等割額9割軽減の継続が約5万5千人で、これらの軽減の合計金額は、約31億円と見込んでおります。

次に条例改正の内容の周知についてのご質問でございますが、条例改正の内容を盛り込んだ制度案内の小冊子を4月上旬には、被保険者お一人おひとりに送付いたします。

また、市町村にはガイドブックや広報紙を配布して周知を図ってまいります。

○議長（石田 康博君）

質疑は以上です。

討論の通告はございませんでしたので、これより、採決いたします。

お諮りいたします。

本件について、賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石田 康博君）

総員起立であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

【神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について】

○議長（石田 康博君）

次に、日程第13、議案第4号「神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

大森事務局長。

（事務局長 登壇）

○事務局長（大森 寿雄君）

議案第4号「神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について」ご説明申し上げます。

議案書の53ページをご覧ください。

本件は、後期高齢者医療制度の円滑な運営を目的として国から交付される「高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金」を平成21年度において実施する保険料軽減の財源等に充てることに伴い、条例の一部改正が必要となったため提案するものでございます。

改正の概要につきましてご説明申し上げますので、54ページをご覧ください。

5行目をご覧ください。

第2条は、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を加えることによって、同交付金を臨時特例基金へ造成することを規定するものでございます。

7行目をご覧ください。

第6条は基金の処分に関する規定でございます。

1号では、及び平成21年度を加えることによって、21年度において被扶養者であった方の保険料を減額するための財源に充てることを定めております。

また、2号の次に3号から5号を加えております。

10行目をご覧ください。

3号は、広報のための経費に充てること、4号は、きめ細やかな相談のための体制整備を講じるための経費に充てること、5号は、21年度における均等割額が7割減額されている方の一部に係る均等割額の減額及び基礎控除後の総所得金額が58万円を超えない方の所得割額の減額のための財源に充てることを規定しております。

下から3行目をご覧ください。

附則第2条は、平成22年を平成23年に改めることにより、条例の失効期日を延長することを定めるものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石田 康博君）

議案第4号について、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより、採決いたします。

お諮りいたします。

本件について、賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石田 康博君）

総員起立であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

○事務局長（大森 寿雄君）

議案第5号「平成20年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

議案書の55ページをご覧ください。

第1条はこの補正予算の内容で、地方自治法第213条第1項に基づく繰越明許費となっております。

繰越明許を行わなければならなくなった理由は、高齢者医療制度円滑運営事業のうちの標準システム改修について、国の標準システム改修の仕様が一部確定していないことから、広域連合のシステム改修費用1,120万円を翌年度に繰越すものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（石田 康博君）

議案第5号について、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより、採決いた

します。

お諮りいたします。

本件について、賛成の皆様の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(石田 康博君)

総員起立であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

【平成20年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)】

○議長(石田 康博君)

次に、日程第15、議案第6号「平成20年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

大森事務局長。

(事務局長 登壇)

○事務局長(大森 寿雄君)

議案第5号平成20年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算第2号について提案理由をご説明申し上げますので59ページをお開きください。

第1条第1項は、歳入歳出予算の補正で、既定の歳入歳出予算の総額に30億8,415万3千円を増額し、予算の総額を5,205億8,675万4千円とするものでございます。

補正予算の内容でございますが、65ページ以降の特別会計補正予算に関する説明書によりご説明申し上げます。はじめに、68ページの歳入をご覧いただきたいと思っております。

2款国庫支出金につきましては、21年度の保険料軽減策にかかる国からの財源補填を受けまして2項2目 後期高齢者医療制度事業費補助金を、30億8,415万3千円増額するものでございます。

続きまして、70ページをお開きいただきたいと思っております。

歳出でございますが、5款基金積立金につきましては、歳入で受け入れました円滑運営臨時特例交付金を、国からの指示に基づき、臨時特例基金に積み立てるため、1項2目後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金を、30億8,415万3千円増額するものでございます。

説明は、以上でございます。

(自席に戻る)

○議長(石田 康博君)

議案第6号について、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより、採決いたします。

お諮りいたします。

本件について、賛成の皆様の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（石田 康博君）

総員起立であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

【平成21年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算】

○議長（石田 康博君）

次に、日程第16、議案第7号「平成21年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

石渡広域連合長。

(広域連合長 登壇)

○広域連合長（石渡 徳一君）

議案第7号平成21年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について、ご説明申し上げます。

本日お手元にお配りしました差し替え資料をご覧ください。

第1条第1項は、歳入歳出予算の総額を、22億2,155万円と定めるものでございます。

予算の主な内容でございますが、78ページの歳入歳出予算事項別明細書をご覧ください。

はじめに、歳入でございますが、

1款、分担金および負担金は、22億310万7千円で、構成市町村からの事務費負担金でございます。

2款、繰入金は、1,824万1千円で、臨時特例基金からの繰入金でございます。

4款、諸収入は、預金利子及び雑入でございます。

次に、79ページをご覧ください。

歳出でございますが、議会費は、164万2千円、総務費は、22億990万8千円を、計上いたしました。

この総務費の主な内容は、87ページの高齢者医療関係費及び電算システム関係費でございます。

説明は、以上でございます。

○議長（石田 康博君）

議案第7号について、討論の通告がありましたので、発言を許します。

関 美恵子 議員。

(関議員 登壇)

○7番議員（関 美恵子君）

議案7号についてですが、広域連合と広域連合議会のあり方について、神奈川県町村議会議長

や小田原市、逗子市、葉山町の各議会から意見書・要望書が提出されているにもかかわらず、なんら改善しようとしなないことは重大と考えます。

全国的には、21府県が全市町村代表の参加で運営されており、少なくとも、広域連合議会の構成は、県下33市町村議会から代表を選出すべきです。事務費の負担金についても均等割を外すべきと考え反対の討論といたします。

○議長（石田 康博君）

討論は以上ですので、これより本件について採決いたします。

お諮りいたします。

本件について、賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石田 康博君）

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

【平成21年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算】

○議長（石田 康博君）

次に、日程第17、議案第8号「平成21年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。

広域連合長に説明を求めます。

石渡広域連合長。

（広域連合長 登壇）

○広域連合長（石渡 徳一君）

議案第8号平成21年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算をご説明申し上げます。

議案書の92ページをご覧ください。

第1条第1項は歳入歳出予算の総額を6,165億9,079万8千円と定めるものでございます。

第2条は、一時借入金の最高額を505億円と定めるものでございます。

予算の主な内容でございますが、98ページの歳入歳出予算事項別明細書をご覧ください。

はじめに、歳入でございますが、1款市町村支出金は、1,182億467万3千円を計上いたしました。

2款国庫支出金は1,604億7,820万4千円、3款県支出金は453億3,355万5千円を計上いたしました。このほか、4款支払基金交付金として2,798億761万2千円、7款繰入金として83億2,333万円、8款繰越金として43億2,302万9千円を計上しております。

続きまして、99ページをご覧ください。

歳出でございますが、1款保険給付費は療養給付費等の事業費合計として6,105億764万3千円を計上いたしました。

この他、前年度との差額が大きいものとして、5款基金積立金がございます。前年度は20年度と21年度、2ヵ年の保険財政の均衡を保つために、療養給付費等支払準備基金を設置いたしましたして、約50億円の積立金を計上し、21年度の療養給付費等の支払に備えましたが、21年度は積み立ては不要となることによる減額でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石田 康博君）

これより質疑に入ります。

関 美恵子 議員から通告がありましたので、質疑を許します。

関 美恵子 議員。

（関議員 登壇）

○7番議員（関 美恵子君）

通告に従い、石渡広域連合長に質問いたします。

新年度の当初予算は、後期高齢者医療特別会計で総額6,165億9千万円の歳入歳出予算が提案されています。後期高齢者医療制度における保険料の耐え難い負担増に対する国民の激しい批判に押され、国は、保険料軽減の特別対策をとりました。2008年度、2009年度どのように反映されたのか伺います。

2009年度の保険料軽減策では、新たに被保険者均等割額7割軽減世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯については、軽減割合を9割まで拡大し、基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の被保険者の所得割額を5割軽減しましたが、対象となる人数、全体に占める割合、軽減額それぞれについて具体的に伺います。

また、2009年度において何らかの軽減を受ける方の人数と全体に占める割合はどうか併せて伺います。

2009年度の保険料軽減均等割額9割と所得割5割軽減の財源については、国から補填されると聞いていますが、2010年以降の補填の見込みはどうか伺います。

また、特別対策ということで2010年限りとすれば、極めて中途半端で問題です。連合長の見解を伺います。

さて、昨年の本会議で、私は、均等割8.5割と所得割5割軽減により、年金額が同額の世帯で保険料に格差が生じた問題を取り上げました。例えば、302万円の年金収入の場合、もともと6倍強の格差が約1.4倍に広がる事例を示しました。

今回の見直しによって、さらに格差が広がらないのか、改善がないとすればどのような問題があるのか伺います。

また、制度が75歳を境にしてそれまでの医療制度が変わることで、制度の盲点として後期高齢者の誕生月の高額療養費の限度額の扱いについても指摘しましたが、見直しされたのかどうか伺います。

次に、後期高齢者の健康診査については、老人医療制度の基本検査より後退が危惧されました。ちなみに、横浜市は、4月から12月の実施状況は、目標の40,220人に対し、19,919人という低い数値に留まっています。広域連合での実施状況と今後の方向性についても伺います。また、先の本会議で指摘した、例えば3月等に誕生月を迎え75歳になる人の健康診査の扱いは改善されたのかどうか伺います。

次に、2009年度は、2010年度から2011年度までの保険料の算定に着手することになります。保険料は、後期高齢者の人口比率が高いほど、給付費が上がるほど保険料が上がる仕組みと聞いています。厚労省が加入者が支払う保険料が7年後に全国平均年額で1万3,000円増えるとの試算を示したことがあります。保険料の策定に取り掛かる連合長としての認識はどのようなものか伺います。

すでに、保険料の軽減特別対策が取られたことを重視し、首都圏の広域連合長が協同し、国に交付金の増額を要望する考えはないのか。また、東京都が保険料軽減にかかる負担について協力したように保険料軽減に向け、県に働きかけ、協力を強く求めるべきと考えますが見解を伺って質問を終わります。

○議長（石田 康博君）

ただいまの質疑に対し、広域連合長より答弁をお願いします。

石渡広域連合長。

（石渡広域連合長 登壇）

○広域連合長（石渡 徳一君）

関美恵子議員のご質問についてお答え申し上げます。

まず、保険料軽減策が21年度と20年度の特別会計予算にどのように反映されているかについてのお尋ねでございます。

21年度につきましては、均等割額9割軽減や所得割額5割軽減などにかかる財源として約31億円が、20年度につきましては、軽減にかかる財源として約17億円が国から補填されております。

次に21年度の保険料軽減の見込みについてのお尋ねでございますが。均等割額9割軽減を受ける方の人数は、約13万2千人、全被保険者の19パーセント、軽減額は11億円の見込みでございます。

また、所得割額5割軽減は、約4万8千人でございます。7パーセント、軽減額は6億円の見込みでございます。

なお、7割、5割、2割を含めた軽減を受ける総人数は、約30万7千人でございます。43パーセントを占める見込みでございます。

次に、22年度以降の国からの財源補填等についてのお尋ねでございますが、21年度と同様の補填がなされるものと期待をしております。

また、今回の特別対策については、当面必要な措置がなされたものと考えております。

今回の改正点についてのお尋ねでございますが、今回の見直しは、低所得者に対する軽減を図ったものでございます。

誕生月における高額療養費の限度額見直しについてのご質問でございますが、20年11月の政令改正により、平成21年1月から、誕生月の自己負担限度額を本来額の2分の1に減額いたしました。

次に、健康診査事業の当初見込みと実際の受診者数及び受診率、今後の方向性についてのお尋ねでございます。

21年2月時点の見込では、受診者数は約16万人、受診率は23.8%となっており、当初の見込とほぼ同程度となっております。

今後も、各市町村と連携しながら実施してまいりたいと考えております。

75歳年齢到達時の健康診査のお尋ねでございますが、高齢者医療制度で一括して行うこととされておりましたが、75歳に達するまでは、従前の保険者が適切に検診することと改正されました。

次に保険料についてのお尋ねでございますが、今後も法令に基づき、適正に算定してまいります。

国や県からの交付金についてのお尋ねでございますが、法令に基づき適正に交付していただいているところでございます。

なお、引き続き国による制度の検討の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（石田 康博君）

次に、平子 瀧夫 議員から通告がありましたので、質疑を許します。

平子 瀧夫 議員。

（平子議員 登壇）

○10番議員（平子 瀧夫君）

川崎市の平子 瀧夫でございます。通告に従いまして広域連合長に何点か質問させていただきます。

わが国の少子高齢化の急速な進展や高齢者医療費の著しい伸び、経済成長の鈍化に伴う地方自治体財政の厳しい状況など、様々な社会情勢の変化により生じた検討すべき重要な課題の一つとして、国民誰もが、いつでもどこでも誰もが安心して必要な医療を受けられる国民皆保険制度の継続、これはWHOでも高い評価をしております、国際的にもトップレベルの保険制度としてこれはしっかり守っていかなければならないと私も思うわけですが、この制度改正について約10年にわたって議論を重ね、抜本的な医療制度の見直しが行われた結果、

平成18年6月に医療制度改革関連法が成立したわけでございます。

この見直しの一つとなっておりますのが、平成20年の4月から開始いたしました長寿医療制度でございます。

開始直後は制度の切替えということで混乱も見られましたが、1年を経過した今、広域連合や各市町村の窓口の状況などから、被保険者の皆様への制度周知が進み、徐々にご理解を得られてきている様子が見受けられるわけでございます。

このように制度が順調に定着化しつつある要因といたしましては、被保険者の皆様からいただいたご意見などを踏まえ、政府・与党において、平成20年6月に高齢者医療制度の円滑な運営のための負担の軽減等について、がとりまとめられて以来、低所得者等を対象とした保険料軽減策や普通徴収の対象者拡大、高額療養費にかかる自己負担限度額の見直し、窓口負担割合の見直し、広報の充実や市町村窓口における相談体制の強化、長寿・健康増進事業の推進など、きめ細やかな措置が行われていることにもあるのではないかと認識している次第であります。

そこで、広域連合長にお伺いいたします。

こうした措置の内容は、広域連合の平成21年度特別会計予算において、どのように反映されているのか伺います。

また、先ほども述べました措置の一つとして市町村窓口の相談体制強化が図られているところではありますが、相談内容の中には保険料の納付に関する事柄が多く含まれると推察されます。やむをえない事情により滞納となってしまう被保険者の方もいらっしゃると思いますが、この滞納となった方々の実態につきましては先ほどの質疑で理解いたしましたので結構ですが、この滞納を理由に受診や健康診査が制限されることはないのか、平成21年度予算において、こうした方々への給付等も確実に担保されているのか、お伺いいたします。

国民皆保険制度は、国民生活の安心・安全を支える重要な基盤であることは言うまでもありません。世界有数の長寿国家であるわが国において、誰もが健康を維持し、安心して生活をおくれるよう、高齢者医療の保険者である広域連合におかれましては、国、県、市町村などと連携を強化し、引き続き積極的な制度周知等を図り、取り組んでいただくとともに、安定的な財政運営及びよりよい制度運営に尽力していただきますようお願いを申し上げ、私の質問といたします。

○議長（石田 康博君）

ただいまの質疑に対し、広域連合長より答弁をお願いします。

石渡広域連合長。

（石渡広域連合長 登壇）

○広域連合長（石渡 徳一君）

平子瀧夫議員のご質問に順次お答え申し上げます。

まず、1点目でございますが、国の特別対策の内容が平成21年度特別会計予算への反映に

ついてどのように反映しているかについてのお尋ねでございました。

国から保険料軽減にかかる財源が約31億円補填されますので、その相当額を保険料納付金から減額しております。

また、広報の充実やきめ細やかな相談体制の整備に係る経費につきましても、国から財源補填されますので、これら事務経費については、一般会計予算に計上いたしております。

次に、滞納を理由に受診や健康診査が制限されるのかについてのお尋ねでございましたが、滞納を理由に給付や健康診査等が制限されることはございません。

なお、21年度予算においても、全ての被保険者が医療等を受けられるために必要な見込み額を計上いたしております。

○議長（石田 康博君）

質疑は、以上ですので、これより討論に移ります。

関 美恵子 議員から通告がありましたので、発言を許します。

関 美恵子 議員。

（関議員 登壇）

○7番議員（関 美恵子君）

議案8号に反対する理由として、日本医療政策機構の世論調査で約4割が依然として反対していること。同調査で、医療費の支払いが不安と答えた人が、約9割あるもとの、資格証を発行しない保証は何も示されていないこと。見直しによる保険料軽減策は、2011年の3月末までで、2010年度末までの時限的な域を出ていないこと。

さらには、2008年度、東京都広域連合は、東京都から17億円を引き出し、低所得者対策に振り向けたような広域連合の独自の軽減策も見られないこと。

また、差別医療の最たるものと批判の強い終末期相談支援料や後期高齢者診療料等についても、相談支援料の算定を凍結したものの、中医協において検証しているとして中止を明言していないこと等を述べ反対の討論とします。

○議長（石田 康博君）

討論は、以上ですので、これより、本件について、採決いたします。

お諮りいたします。

本件について、賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（石田 康博君）

起立多数であります。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

【陳情】

○議長（石田 康博君）

次に、議長あて、平成21年3月17日付で、陳情書が2件提出されました。

この際、本2件を議事日程に追加し、直ちに議題とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本2件を議事日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

それでは、日程第18、「陳情第1号について」及び日程第19、「陳情第2号について」を一括議題といたします。

本2件につきましては、各文書表とともに、既に皆様に配布させていただいておりますが、慎重な審査が必要なため、会議規則第129条に基づき、議会運営委員会に付託いたします。

この際、付託案件審査のため、暫時休憩をいたします。

（午後 3時50分 休憩）

（午後 4時13分 再開）

○議長（石田 康博君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第18、「陳情第1号について」、議会運営委員会へ付託いたしましたので、委員長より報告を求めます。

稲垣 稔 議会運営委員長。

（稲垣委員長 登壇）

【委員長報告（請願第1号）】

○議会運営委員長（稲垣 稔）

ただいま議題となりました「陳情第1号について」、議会運営委員会における審査の結果を、ご報告申し上げます。

委員会にて審査のうえ採決を行いましたところ、賛成者なしで不採択すべきものと決定いたしました。以上で報告を終わります。

○議長（石田 康博君）

ありがとうございました。ただいま、議会運営委員長より、議会運営委員会における審査の結果について、報告がありましたが、本件については、討論の通告がございましたので、発言を許します。

関 美恵子 議員。

（関議員 登壇）

○7番議員（関 美恵子君）

陳情1号について賛成し討論を行います。

陳情者は、神奈川県保険医協会から出され、原則として資格証は交付しないこと。悪質滞納者への対応が必要と判断する場合は、資格証交付の判断を公の下に厳格化することを求めたものです。

もともと75歳以上の高齢者は、被爆者と同様に、法で除外されていたのは、医療にかかることが多く配慮されていたためです。後期高齢者医療に移ったとしても高齢者の状態が変わるわけではありません。むしろ、低所得者層中心に滞納者が多いということで医療にかかれぬ高齢者を多数生み出しかねません。

陳情者は、中学生以下の子供たちに、資格証を交付しない内容の国民健康保険法改正も行われるなど、資格証の交付がもたらす危険性に、改めて社会的な関心と注目が寄せられていますと述べています。全く同感です。高齢者が安心して医療が受けられるよう陳情を採択し、決議をあげるべきと考えます。

○議長（石田 康博君）

討論は以上ですので、これより本件について採決いたします。

本件については、議会運営委員会では、不採択であります。委員会報告のとおり決定することに、賛成の皆様の起立を求めます。

（ 賛成者起立 ）

起立多数であります。 よって本件は、不採択とすることに決定しました。

【委員長報告（陳情）】

○議長（石田 康博君）

次に、日程第19、「陳情第2号について」、議会運営委員会へ付託いたしましたので、委員長より報告を求めます。

稲垣 稔 議会運営委員長。

（稲垣委員長 登壇）

○議会運営委員長（稲垣 稔）

ただいま議題となりました「陳情第2号について」、議会運営委員会における審査の結果を、ご報告申し上げます。

委員会にて審査のうえ採決を行いましたところ、賛成なしで不採択すべきものと決定いたしました。以上で報告を終わります。

○議長（石田 康博君）

ありがとうございました。ただいま、議会運営委員長より、議会運営委員会における審査の結果について、報告がありました。本件については、関 美恵子議員より討論の通告が出ておりますので発言を許します。

関 美恵子 議員。

（関議員 登壇）

○7番議員（関 美恵子君）

陳情第2号について賛成し討論します。

陳情は、神奈川県社会保障推進協議会から出され、広域連合の十分な財政確保と誰もが払える保険料の実現等を求めたものです。

2009年度は、2010年度から2年間の新たな保険料策定の年でもあります。昨年12月時点で滞納者が17,000人を超えている事態を重視しなくてはなりません。特に、このところの厳しい経済状況の影響は高齢者の生活といえども無関係ではありません。

広域連合として、積極的に財源の確保に努め、払える保険料にすることは最も重要な任務と考えます。同時に、減免制度の充実等も滞納者を出さない有効な手立てです。

広域連合による、制度周知の住民説明会は、55.7%の実施に留まり、この間の見直しも含め更なる周知が必要です。特に、保険料等の支払い困難者へのきめ細かな対応が求められていると思います。

また、資格証の交付基準についても、広域連合で基準を統一することが求められていますが、現役並みでない所得者や、病気受診中で交付しないこと。生活実態を十分配慮し機械的発行はしないとする意見に妥当性を認め、採択を強く求めたいと思います。

○議長（石田 康博君）

討論は以上ですので、これより本件について採決いたします。

本件については、議会運営委員会では、不採択であります。委員会報告のとおり決定することに、賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって本件は、不採択とすることに決定しました。

【閉会中継続審査】

○議長（石田 康博君）

ただいま、議会運営委員会委員長から閉会中継続審査の申し出がありました。

この際、本件を議事日程に追加し、直ちに議題とすることに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本件を議事日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

それでは、日程第20、「閉会中継続審査」を議題といたします。

その件名は、ただいま、配布いたしました「議会運営等について」であります。

お諮りいたします。本件につきましては、議会運営委員会の委員長申し出のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって、本件は、閉会中継続審査とすることに決定いたしました。

【議決事件の字句及び数字等の整理】

○議長（石田 康博君）

この際、お諮りいたします。本定例会において議決されました各案件について、その条項、字句その他整理を要するものについては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、本定例会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

以上をもちまして、定例会に付議された議案の案件の審議は全部終了いたしました。

【閉会あいさつ】

○議長（石田 康博君）

最後に、広域連合長から発言を求められておりますので許可いたします。

石渡広域連合長。

（広域連合長 登壇）

○広域連合長（石渡 徳一君）

本日、定例会におきましてご提案を申し上げました議案等につきまして、ご審議を賜り、いづれもご賛同をいただきましたことに厚く御礼を申し上げる次第でございます。

本議会は、私の広域連合長の任期最後の議会となりましたが、この間、皆様のご指導、また、ご鞭撻をいただきながら、制度運営に努めてまいったところでございます。

この制度を通じまして、高齢者の方が健やかな日々を安心して暮らせることを切に願ひまして、ごあいさつとさせていただきます。

誠にありがとうございました。

○議長（石田 康博君）

これをもちまして、平成20年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会を閉会いたします。ご苦労様でした。

午後 4時20分閉会

上記会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証し、ここに署名する。

議 長 石 田 康 博

議 員 石 川 節 治

同 山 本 愈